

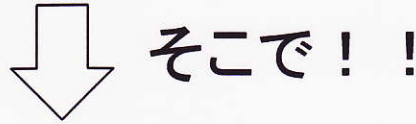
LEDランプ、LED電灯器具の雑音対策はお済ですか？

そして、十分ですか？

2012年7月1日から電気用品安全法(※PSE法)により、
PSEマークがないと、LED電灯器具の国内出荷が難しくなります。

※ 定格消費電力が1W以上のLEDランプ、およびLED電灯器具(防爆型は除く)が
規制対象品目として追加される。

雑音対策した商品完成にあたって、**開発・設計・試作段階**で、部品の選択、置き位置、
配線の確認作業を何回も行う必要があります。毎回、測定サイトへ持ち込みをすると
莫大な費用がかかってしまいます。



社内で**事前測定**ができるようになれば、製品工程計画が立てやすくなり、

- ①時間、コストの短縮
- ②対策の負担の軽減
- ③品質向上にも反映



につながります！！

DEVICE は国際規格(CISPR11、15、22)に準拠した測定ポジションナをご提供できるメーカーです

放射妨害波測定 (国際規格: CISPR15)

(装置から放射されるノイズが、規格限度値を
超えていないか評価する
30MHz-1000MHzの放射妨害波測定
測定場所: 5面電波暗室)

伝導妨害波測定 (国際規格: CISPR16-2)

(装置から放射される伝導性ノイズが、規格限度値を
超えていないか評価する
電源ポート(9kHz~30MHz)の放射妨害波測定
測定場所: 基準金属面が必要)

